管理主義教育の再検討

—I の 1 —

勝野尚行

序 「管理主義教育」概念の再検討 第1節 文部省「日の丸」「君が代」通知の問題 「君が代」処分 中学校長会の天皇拝謁 文部省「日の丸」「君が代」徹底通知 文部省通知への批判 中国からの文部省通知への批判

…… (以上, 本号)

『新しい保守の論理』等 第2節 「靖国」公式参拝の問題

序 「管理主義教育」概念の再検討

くり返して管理主義教育という概念を使用し、その教育実態に吟味・批判を加えてきている私が、この管理主義教育という概念そのものについて再検討する必要があるなどといえば、奇妙なことと思われるに違いない。しかし、私自身は、この管理主義教育という概念について、これが果たして十分に学問的な吟味に耐えうる概念なのか、管理主義的な教育現実は確かに実在するが、そのような現実を管理主義教育という概念でとらえるだけでよいのか、といった疑問をかねてから持ち続けている。まず、この点を告白しておこう。

(1) ごく最近になって、いっそうこの概念の再検討を必要とする事態が

発生してきているように思われる。その一つは、「日の丸」「君が代」の徹底 通知が文部省初等中等教育局長名で出されたことであり、いま一つは、いわゆる「いじめ」の問題がいっそう深刻な社会問題となってきていることである。さらにいま一つは、いわゆる「靖国」公式参拝の問題があり、これが再び、1980年代初頭の教科書問題に続いて、広く国際的批判を浴びていることである*。

※ この「靖国」問題が果たして教育学に固有の問題たりうるかという問題については、とくにここでは論究しない。しかし、この「靖国」問題を看過しているようでは、到底、教育学は最近の教育政策を分析し切ることはできまい。

最近の教育政策をみると、一方ではそれは、管理主義教育の推進・徹底を めざしており、その推進過程で、教師による体罰・暴力・侮辱等が社会問題 化したり、新たに「いじめ」の問題が発生し社会問題化したりしている。他 方でそれは、文部省が「日の丸」「君が代」の徹底通知を出したり、「靖国」 公式参拝を強行して、かの侵略戦争・A級戦犯を美化する行動を首相・閣僚 が歩調を合わせて行ったりする政策としてあらわれている。この行動が、そ れ自体一定の社会教育的効果をもち、やがて学校教育にも「靖国」問題を入 り込ませるためのものであることは明白である。

教育政策のこの2つの側面・特徴は、いまこそ総合的にとらえられなくて はなるまい。

(2) 「破綻」とは「ものごとがうまくいかなくなること」をいう。「はたん」と読む。

もっとも最近に社会問題化している教育問題は「いじめ」である。1980年前後は「校内暴力」「非行」であった。その後は「規則ずくめ」の管理主義教育が社会的批判を浴び、最近は教師の体罰・暴力が問題になっている。校内暴力、非行、管理主義、体罰・暴力、いじめ、自殺、等々、この1980年代に入ってからだけでも、広く大きく社会問題化している教育問題は、次々に発生し発展しており、「いじめ」の次には何がくるのか、皆目見当も

- 2 -

つかない。しかし、「いじめ」の次にはまた何かがくるだろうことは、だれ でもが予感していることである。問題は到底「いじめ」では終わるまい。

といって、1980年頃をピークとした「校内暴力」がすでに克服されたわけでもなければ、「非行」問題にせよ、さらには「落ちこぼれ」問題から「登校拒否」問題にせよ、解決された問題では少しもない。深刻・重大な教育問題が次々と新たに発生し、いまや「いじめ」の問題がもっとも重大な教育問題として浮上してきているというに過ぎない。

校内暴力・非行の問題に対して、文部省はそれなりの手を打ってこれを 「鎮静化」した。その手としては「学警協力の整備」「生徒管理の徹底」があ り、「規則ずくめ」の管理主義教育を推進してきた。すると、この管理主義 教育の推進・徹底は、教師による体罰主義・暴力主義の「指導」を生み出 し、「体罰は指導の一環であって暴力ではない」という思想をはびこらせ、 体罰致死事件まで惹起せしめた。そのために文部省側は「厳しい指導は必要 だが、体罰はいけない」といわざるをえなくなった。すると今度は、管理主 義教育の下で、「いじめ」の問題が発生し発展して社会問題化し、「いじめ」 対策をねらざるをえなくなった。教育制度改革を総合的にすすめるべく設置 された、かの臨教審にさえ、当面「いじめ」問題で集中審議を要求するまで にいっている。しかし、管理主義・体罰主義の教育の問題は、いかに強烈な 社会的批判を浴びようとも、いよいよ深刻化するばかりであって、現政権党 (政府・文部省) の手で解決し克服することができるとは到底思えない。現下 の「いじめ」問題でも同じことであって、いかに臨教審をして集中審議せし めようとも、その根本的な解決・克服の手だてがそこから打ち出されるとは 思えない。たとえこれらの教育問題の解決のための「改善」案が打ち出され たとしても、それはさらに次のより深刻な新たな教育問題を生み出す原因と なるだけであろう。そのような意味において,現政権党の教育政策は,臨教 審設置政策も含めて、すでに破綻してしまっているといわなくてはならない のである*。

- ※ 臨教審設置政策の破綻についていえば、教育制度改革をめざして出発したはずの 臨教審が、「教育の自由化」原理にもとづく制度改革案づくりに行きづまり、現行 制度内部での問題である「いじめ」問題や「教員資質」問題に取り組むことのなか に、すでにその破綻が具体的によくあらわれている。今後の臨教審の審議は多分、 「徳育の徹底」を唱えながらの「管理主義教育のいっそうの推進」に向かうであろ う。
- (3) このような教育政策の破綻は、いったいどこからくるのか。現政権党は、どれもこれも根本的解決策たりえないことを知りながら、なぜにこれらの教育政策を次々に打ち出してくるのか。その教育政策のめざすところは何であるか。なぜに管理主義教育の徹底ばかりを追求し続けるのか。

ここで私がこれらの問題に仮説的解答を与えるならば、現政権党がめざしているところは、「軍国主義教育の全面的復活」にあるのではないか、ということになる¹⁾。いま、軍国主義、帝国主義、国家主義、超国家主義、等々の数多の関連諸概念の内容の厳格な社会科学的定義を、ここではひとまず保留していっておくなら、管理主義教育の徹底、「日の丸」「君が代」の徹底通知、臨教審がやがて提出する教育「改革」プラン、等々は、結局のところ、現政権党の「靖国」公式参拝の強行に集中的に表現されている政治的行動(それこそ日本軍国主義の精神的支柱であった「靖国」の復活をめざす行動である)につらなる教育政策ではないかと思われるのである。極めて強引な「軍国主義教育の全面的復活」のコースのなかで、管理主義・体罰主義の教育、「いじめ」、「日の丸」「君が代」問題、等々が次々に発生しているのではないか。これら諸々の教育問題は、敗戦後の平和主義・民主主義の教育を軍国主義・国家主義の教育に全面的に再編成する、まさにそのプロセスで、起こるべくして起こっている問題なのではないか。

もしもそうだとすれば、管理主義教育という概念は、軍国主義教育という,より包括的な概念のなかに組み入れて理解され直さなくてはならないということになる。現代日本の教育を管理主義教育としてとらえて、これを批判する、という手法は、それが現代日本の教育を総括するにたる概念ではな

- 4 -

いから,一面的・部分的な批判の手法に終わらざるをえないということになる。つまりそれは,現代日本の教育に対する総括的な批判の手法たりえないということになる。

(4) 軍国主義教育の復活過程のなかに、その一つの要素として、能力主義教育の推進・徹底と並んで、管理主義教育の推進・徹底もまたある。そしていまや、この管理主義教育は完成の過程にある。このように管理主義教育を位置づけてとらえたうえで、その管理主義教育そのものに特有な思想・構造を分析していく必要がある。その特殊性の一つは、「生徒指導」概念の異常な肥大化にあり、「形から入る」指導という方法形態をとる「生徒指導」の一環に、教科指導も「生活指導」も組み込まれてしまっているということにある²⁾。そしてそこでは、「教科指導」と「学習指導」という2つの概念さえ区別され、「学習指導」のなかでは、教科内容の理解度よりも、むしろ学習の態度・姿勢・規律などが重視され、学習態度が良ければ授業内容はおのずとよりよく理解されるということが、いわば暗黙の前提とされている。すぐれた内容・展開の授業こそすぐれた学習態度を形成するという理解と比較すれば、まるで転倒した理解に立っている。

教育学的常識にてらせば、教育は知育・徳育・体育の3つで構成され、その比重もこの順序で並ぶが、最近では、この「知・徳・体」を「知育偏重」と非難して、これを「徳・知・体」の順序で並べたり3)、さらには「徳・体・知」の順序で並べたりする教育論4)が出されているが、管理主義教育はまさに「知・徳・体」の関係をまっ向からつきくずして、「徳」を最重視しながら「体」にも比重を置き「知」を著しく軽視する、態度主義・身体訓練主義の思想・構造の教育だということができるのである5)。そして、「知」を「徳」と切断して「徳」を「知」の上位に置き、そのような「徳」を実行し実践しうる「たくましい身体」の形成をめざす教育こそ、かつての軍国主義・過激国家主義の教育そのものにほかならないのである。「知・徳・体」の教育から「徳・体・知」の教育への移行は、平和主義・民主主義の教育

(戦後教育)から軍国主義・国家主義の教育(戦前型教育)への移行をよく物語るものであり、まさに「戦後教育の総決算」のための教育政策の核心にあるものであることに、よく注意しておかなくてはならない。管理主義の教育は「徳・体・知」の教育に著しく傾斜した教育なのである。

(5) およそ以上のような次第で、本論文「管理主義教育の再検討」のな かで私は、1980年代日本の教育政策全般のなかに「管理主義教育の徹底」 政策を位置づけることをしてみようと思っている。さしずめのところ、9・5 文部省「日の丸」「君が代」徹底通知について論究し、続いては8・15「靖 国 | 公式参拝問題について論究していくことにする。その理由は、管理主 義・能力主義の教育6)は、それをいかに徹底しようとも、それだけでは軍国 主義教育とはならないから、軍国主義教育の全面的復活のために、管理主義 と能力主義に加えて、さらにそこに国家主義(「愛国心の育成」等)の要素を持 ち込もうとする教育政策こそ,「日の丸」「君が代」の徹底政策であり,「靖 国|公式参拝の強行政策等々であると,そのように考えられるからであ る7)。1980年代後半の教育政策は、以上のような意味において、「国家主義 教育の徹底」に最重点を置いたものとなっていくのではないかと思われるか らである。この1980年代において、教育政策はなぜにかくも強引に「管理 主義教育の徹底」を追求しているのか、その追求の背後にあるものは何か、 等々の問題は, 国家主義教育の徹底のことから, さらには軍国主義教育の全 面的復活のことまで、視野のなかに入れておかなくては、 到底解明しえない だろうと思っている。

(註)

1) 現代日本の社会構造について「軍国主義が基本的に復活した」という把握がある。とすると、「軍国主義教育もまた基本的に復活した」ということになるのであろうか。もしもそうだとすると、その判断のメルクマールをどこに求めるのか。私見では、こと教育に関しては、軍国主義教育の基本的復活ということについては、そのようにはいい切れない。むしろ、軍国主義教育は復活過程にあるというほうが、ことの真実にあっているように思われるのである。

- 2) この管理主義教育の特殊な思想・構造については、ここでは、ある中学校の場合を事例にして示してみたにすぎない。今後により詳細な事例研究を積み重ねて、この特質の一般性を実証していかなくてはならない。
- 3) 臨教審『教育改革に関する第一次答申』1980年6月26日提出。
- 4) 中曾根康弘『新しい保守の論理』講談社,1978年刊。
- 5) 拙稿『教育基本法制と教科書問題』(増補版,法律文化社,1985年)第4章補節「管理主義教育の問題」参照のこと。
- 6) 管理主義教育と能力主義教育との関係構造については、あらためて詳細に検討してみなくてはならない。
- 7) 『教育基本法制と教科書問題』(前出)の第一章で、私が詳細に分析した岐阜県における県議会・町村議会の教基法立法「改正」の要求(決議採択)は、1980年代前半の出来事であるが、「『愛国心の育成』『伝統の尊重』『自衛心の涵養』を教基法の中に盛り込め」という要求であるかぎり、この要求は、戦後教育の能力主義的再編成や管理主義的再編成などを要求したものではなく、まさに国家主義的再編成を要求したものであるといわなくてはなるまい。岐阜県内の教育もすでに、能力主義・管理主義の原理によって再編成されてきており、そのうえでそれが国家主義の原理による現行教育の再編成を要求するものであるかぎり、軍国主義教育の全面的復活に向かって、岐阜県の教育政策は全国の最先端をいっていることを実証した決議採択であるといわなくてはならない。加えて、1977年7月20日には、その岐阜県議会は「教育の正常化に関する要望決議」を強行採択しており、これが「日の丸」「君が代」の学校行事への導入を要求したものであるかぎり、岐阜県の教育政策は異常に国家主義教育の推進に積極的であることを歴史的に証明してきているのである。1980年代に入ってからの、そこにおける管理主義・体罰主義の異常な横行は、このような教育政策とけっして無関係ではありえない。

第1節 文部省「日の丸」「君が代」通知の問題

学校行事等の教育に「日の丸」「君が代」を導入させようとする策動が続いているが、遂に文部省は、1985年9月5日、全国の都道府県・指定都市の教育委員会に対し、「入学式及び卒業式において、国旗の掲揚や国歌の斉唱を行わない学校があるので、その適切な取り扱いについて徹底すること」という通知を、初めて初等中等教育局長名で出し、その徹底のための行政指

導に乗り出すことになった。この通知送付について,文部省は「地方議会などで国旗・国歌をめぐる掲揚・斉唱決議が相次いでいるが,こうした『戦後』に決着を求める世論動向なども勘案した」と説明しているといわれる(『朝日』85年9月6日付)が,戦後教育(平和主義・民主主義の教育)の反動的「改革」をねらっての通知送付とみるほかあるまい。この「日の丸」「君が代」徹底通知の前後の動向をも含めて以下,この9・5 通知の問題に関してみていくことにしよう1)。

(註)

1) 「日の丸」「君が代」問題についての参考文献としては、歴史教育者協議会編『日の丸・君が代・紀元節・教育勅語』新版・地歴社・1981年、『日の丸・君が代』季刊教育法・1985年8月臨時増刊号・エイデル研究所、林雅行『教育に「日の丸」を』沙文社・1984年、同『「国民学校の朝」がくる』柘植書房・1983年、等々がある。

「君が代」処分

福岡県教委が「君が代」斉唱に際して起立しなかった高校教員 65 名の大量処分を発表したのは、1985 年 6 月 3 日のことであった。福岡県教委はすでに、県立学校 121 校の校長に命じて全教職員(約 6,400 人)を対象にして、84 年 3 月の卒業式で「君が代」斉唱の際に「君が代」を歌ったか歌わなかったか等をチェックして報告させ、85 年春の卒業式・入学式で「君が代」斉唱にあたって起立しなければ処分するという方針を決定していた。この方針により、85 年春の卒業式および入学式での「君が代」斉唱の際、両式ともに起立しなかった高校教員 16 名を戒告処分、いずれかの式に起立しなかった同教員 49 名を文書訓告処分としたものである。この大量処分の理由について、友野隆県教育長は「厳粛な式典を壊す行為は絶対とるべきでない。これまでの指導でほとんど改まったが、ここまで指導を徹底してなお起立しない人には今後の立ち直りを期待する意味も込めてケジメをつけた」と説明している(『毎日』85年6月4日付)が、福岡県教委が「君が代」を「起立して

- 8 -

歌わせる」べく、今後より強力な行政指導を行うことを明言したものといえよう。すでに「日の丸」については、県立高校のうち、卒業式では106校、入学式では107校全校で掲げられている(『朝日』85年6月4日付)から、卒業式・入学式での「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱(出席者の全員が起立して歌う)とが、どの県立高校でも「整然」と行われるようになるまで、県教委は行政指導を徹底するというのであろう。

しかし、このような行政指導は、現行の教基法制下の教育(学校行事等を含んで)のあり方の指導として、到底許されるものではない。というのは、「君が代」も「日の丸」も国歌・国旗として法的に制定されたものではないというだけではない。その「君が代」については、「主権在君の天皇制の永続を願望したもので、現行憲法にもとづく国民主権の民主主義国家にはまったくふさわしくないものです。この『君が代』があたかも国歌のように歌われるようになったのは1931年の『満州事変』のころからで、15年にわたる対外侵略戦争とも不可分です」という指摘があり、「日の丸」については、それ自体は主権在君や侵略主義を意味するわけではないけれども、「戦前・戦中、天皇制軍国主義と専制支配のシンボルとして使われてきた」という指摘がある(『赤旗』85年9月10日付)ように、「君が代」「日の丸」ともに、戦前の国家主義・軍国主義の教育の徹底に利用され活用されてきたものだからである。そうであれば、平和主義・民主主義をこそ「教育の根本精神」とし、合わせて「教育権の独立」を根本原則とする現行教基法制下において、なぜに「君が代」「日の丸」の行政的強要が許されるはずがあろうか。

福岡県教委の教育行政は、より徹底した平和主義・民主主義の教育の達成 が求められている現行教基法制下において、軍国主義・国家主義の教育を行 政的に強制するものというほかない。

「日の丸」処分に関しても若干みておこう。

報告「長崎の教育行政と『日の丸』処分事件」(前出『日の丸・君が代・紀元節・教育勅語』所収,184ページ以下)によれば、長崎県教委はとくに1976年以

降,管理主義的文教政策の推進を強化し、1978年2月17日には「入学式・卒業式における国旗掲揚及び国歌『君が代』斉唱について」という通知を、県教育長名で各市町村教育長・各高等学校長・特殊教育諸学校長あてに出している。その通知のなかでは、「特に重要な儀式である入学式・卒業式に国旗を掲揚し、国歌『君が代』を斉唱することは、児童生徒の教育上極めて必要なことであります」とか、だから各市町村教育長・各学校長は「所属教職員に対し、強力な指導を行い、もって県下のすべての学校が入学式・卒業式に国旗の掲揚及び国歌『君が代』斉唱を実施するように努力せよ」とかいう、強い指示が行われていたのである。1978年度、東長崎中学校の一教員が「減給一か月(給料の月額の10分の1)」という処分を受けたのは、そのような「日の丸」「君が代」徹底通知が出された直後のことであった*。

※ この処分を「日の丸」処分というわけは、処分が次のような理由によるものであったからである。以下、その処分理由書からの引用である。

「事由。被処分者は,長崎市立東長崎中学校在任中,昭和53年10月20日に実施された同校体育大会開催にあたり,昭和53年10月16日,校長から,案内文入りプログラムを配布するよう指示されたところ,担任している同校第一学年一組生徒に,昭和53年10月16日から同年10月18日までの間の学級活動の時間に,プログラムの開会式の国旗掲揚,閉会式の国旗降納の箇所を抹消させたうえ,生徒を通じて保護者に配布した。なお,10月18日,校長より『プログラムは校長が生徒を通して保護者へ配布する公文書です。勝手に抹消させたりなどしないでそのまま配布しなさい。』と命ぜられたが適切な措置を講じなかった。いやしくも,学校が,校長名において発した,公的性格を有する文書の一部を,被処分者の恣意によって生徒に抹消させたことは,教育公務員としてあるまじき行為であり,地方公務員法第32条に違反する。」

体育大会開催通知から「日の丸」の掲揚・降納の部分を「恣意によって」 抹消したという理由による処分であった。しかし、体育大会という学校行事 のもち方について、校長が職員会議での審議を通してプログラム作成をして いないかぎり、その教師を地公法32条の「職務命令」違反に問うことは、 到底許されない。したがってこの処分は、「長崎県教育正常化父母の会」等

の圧力に市教委が屈したことからきているとみるほかない*。

※ 事実、この体育大会の開催がおくれたことに対し、「組合員の先生が国旗や国歌に反対したからだ」と、「教育正常化連」や右翼が非難し始め、「こういう見当の狂った非常識な教員たちが、公立学校現場で教鞭をとること自体大きな問題であり、第一日本国民としての国籍さえも疑わねばなりません」と書いたビラが校区で配布されていたという。

1978年2月の長崎県教育長名の前記通知を出して後,県教委は1980年4月,「昭和54年度卒業式及び昭和55年度入学式における国歌斉唱並びに国旗掲揚の状況の調査報告書」という文書を出して実態調査を行っている。今次の文部省通知に先んじた行政措置であった。

中学校長会の天皇拝謁

端的に戦前教育の復活・復元をめざす、そのような校長会の動きが報道されたのは、1985年の8月12日のことである(『赤旗』85年8月12日付)。公立中学校の全国組織である「全日本中学校長会」(各都道府県中学校長会の連合体、全公立中学校長が参加)の会員が毎年、5月の同校長会総会後に、天皇に「拝謁」する皇居参観を行っていた。例年250~300人が参加し、宮内庁係官の先導で整列し、皇居長和殿・春秋の間へ出向き、モーニングに威儀を正した会長が「拝謁」へのお礼をと、学校教育への決意を述べ、天皇から「お言葉」を「賜る」のが通例となっているという。同校長会の機関誌『中学校』(月刊)には「皇居参観の記」がその都度掲載され、そこで会長が表明した「決意」が紹介されているという。

「青少年指導のためにてい身いたし、もって聖慮におこたえする所存」 (1963年),「本日の感銘を深く心にきざみ、もって大御心にそう決意」(64年),「教育に対する陛下の暖かい大御心におこたえする所存」(66年),等々の「決意」表明がなされ、ときに「思わずのども裂けよと陛下の万才を三唱」するという。そして、同校長会の鈴木誠太郎会長は「日本は象徴天皇制をとっており、拝謁にとくに問題はないと思う」と語っているという。

この報道に接して暗澹たる気分にさせられるのは、私だけではあるまい。 少なくとも「全日本中学校長会」のメンバーたる校長といえば、全国の個々の公立中学校において、その学校の教育を責任をもって指導する立場にあるはずである。その意味で、校長がどのような教育思想の持ち主であるかは、その学校の教育全体に大きな影響を及ぼすことになることは間違いない。そして、もしもその校長が戦前型の臣民教育の思想の持ち主であるとすれば、校長の教育指導が強まれば強まるほど、民主主義の教育はもはやその学校では期待できない。戦前天皇制公教育下の臣民教育(教育勅語体制)の感覚そのままに、「青少年指導のためにてい身いたし、もって聖慮におこたえする所存」というにいたっては、同校長会が天皇制公教育の再現・復活を意図しているとしか思えない。「聖慮におこたえする」教育こそ、戦後教育がはっきりと訣別した教育であることを、同校長会は総会の場で再度確認しなくてはなるまい。

文部省『教育基本法の解説』(国立書院、1947年)は、その「聖慮におこたえする」教育を過ちとして退けて、教基法第一条(教育の目的)の項を解説して、「従来の各学校令は各々その第一条において、その学校教育の目的を規定していた。その多くは、『皇国ノ道=則リ』ということばがはじめにつけられ、教育はすべて国家目的に奉仕すべきものとされ、国家有用の人物を錬成することが目的とされ、人格の問題は、いわば副次的に取り扱われるにすぎなかったのである」(『教育基本法の解説』59-60ページ)と書いている。「聖慮におこたえする」教育とは「皇国ノ道=則ル」教育にほかならず、教育を「国家目的に奉仕」せしめようとするものにほかならない」。それが「ここに教育が何よりもまず人格の完成をめざして行われなければならないと示されたことは、わが教育史上誠に重大な意義をもつことであるといわなければならない」(同、60ページ)とも書いているように、教基法制下の教育は、もはや「聖慮におこたえする」というような目的の教育であることは許されず、「人格の完成」をめざす教育であり、「個人の価値と尊厳との認識に基

-12 -

き,人間の具えるあらゆる能力を,できるかぎり,しかも調和的に発展せしめる」教育(同,60-61 ベージ)でなくてはならないのである。「国家(天皇)あって個人なく,個人を単なる国家(天皇)の手段と考えるところには,人格の完成などということはおおよそ無意味なことである」(同,62-63 ベージ)ということを,「全日本中学校長会」のメンバーたる者,よくよく知らなくてはならない。

[註]

1) 「聖慮におこたえする」教育、つまり戦前の「皇国ノ道=則ル」教育がどんな教育であったかを本格的に確かめることは、私が『15年戦争期の教育』のなかで予定している仕事であるが、それをもし「『少国民』形成の教育」という観点からみるならば、山中恒「少国民シリーズ」に注目しなくてはならない。このシリーズは、1974年・辺境社からの『ボクラ少国民』の出版に始まり1981年まで、同社からの『第2部、御民ワレ』『第3部、撃チテシ止マム』『第4部、欲シガリマセン勝ツマデハ』『第5部、勝利ノ日マデ』『補巻、少国民体験をさぐる』の5部・補巻からなるものである。なお、その後に山中恒氏は、『少国民ノート』辺境社、『子どもが〈少国民〉といわれたころ』朝日新聞社・1982年、等も合わせ出版している。ここでよく解明されているような「少国民」教育を、「聖慮におこたえする」教育は再現しようとするものだといわなくてはならないからである。

この「全日本中学校長会」による「聖慮におこたえする」教育の思想・策動を, 文部行政がチェックしようとするどころか,かえって後押ししていることに,よく 注意しなくてはならない。

文部省「日の丸」「君が代」徹底通知

福岡県教委の「日の丸」「君が代」の学校行事への導入の強引な手法を参考にしたかのように、文部省は9月5日、「国旗と国歌の適切な取り扱いの徹底」を求める通知を、高石邦男初中教育局長名で都道府県・政令指定都市の教育委員会あてに出した。1958年改定の学習指導要領では、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌と規定した法律はないにもかかわらず、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、(中略)国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい」と定め、1977年改定の学習指導要領からは「君が

代」を国歌と言い換えて、「日の丸」「君が代」の導入を要請してきた。しかし、このような徹底通知を文部省が出すことは戦後初めてのことで、文部省がこの問題でより積極的な行政指導に乗り出したことを示している。文部省側は「学習指導要領に定められた内容と実態にかい離があるため、改善・定着を図った。この問題で地域的例外や教育上の個別性は考えられず、一律実施してほしい」と説明している(『朝日』85年9月6日付)が、この徹底通知を出した背景の一つに、文部省の行った実態調査の結果がある。

文部省・実態調査

文部省は85年4月末,都道府県・政令指定都市の教委に命じて,全国公立の小・中・高(全日制のみ)3万8,842校すべてを対象に実態調査を行わせ,その結果を報告させた。調査は,85年春の卒業式・入学式で,「日の丸」を掲揚したかしなかったか,「君が代」を斉唱したか,メロディーだけ流したか,斉唱もせずメロディーも流さなかったか,のいずれかに回答を求めたものである。文部省・都道府県教委等という教育行政府が,学校行事という教育の内容に深く踏み込んで,その実態を調査したものである。たとえその後の徹底通知という行政指導に結びついていかなかったとしても,これほど教育内容に踏み込んだ調査が果たして教育行政府に許されるのか,根本的に疑問がある。ましてその調査結果が,その後の行政指導に直結するとなれば,明らかに行政的教育内容支配のための調査ということになり,「不当な支配」を目的とする違法な調査となる。文部省等が調査・改善すべきは、教育内容などではなく,外的・物的な教育条件・労働条件だからである。

しかし、この種の違法な調査が「混乱」もなく実行された。文部省発表によれば、その集計結果は別表の通りである(『毎日』85年9月6日付より)。この表は卒業式だけのものであるが、入学式・卒業式の全国平均を示せば、いま一つの表のようになる(『朝日』同日付より)。実施率にかなりのばらつきがあることは一目瞭然であるが、文部省が地域別の詳細な実施率を発表した卒

-14 -

管理主義教育の再検討 - Iの1-(勝野)

1985 年春の卒業式における「日の丸」掲揚,「君が代」斉唱の状況(%)

		日	0	丸	君	が	代		日	0	丸	君	が	代
		小	中	高	小	中	高	grand of	小	中	高	小	中	高
北湖	英道	77.8	80.5	95.2	20.4	16.9	26.6	和歌山	98.0	97.3	71.1	33.9	25.0	0
青	森	98.2	99.5	97.1	94.7	97.1	89.7	鳥取	00 0	100	75 0	04.5	00 0	10 0
岩	手	98.0	98.7	100	95.4	89.5	100		98.9		75.9	94.5	89.3	10.3
宮	城	99.1	99.5	81.0	98.7	99.5	48.1	1	99.4		97.6	97.1	96.6	97.6
秋	田	97.4	98.0	100	69.4	74.8	100	岡山	99.6	99.5	98.6	94.5	91.8	90.1
Щ	形	98.7	100	100	71.0	75.8	37.3	広島	79.7	76.7	31.2	32.7	14.3	1.1
福	島	99.8	99.6	96.6	99.3	96.4	59.8	ЩП	100	100	100	99.2	99.5	100
茨	城	99.7	99.5	97.1	97.5	96.8	84.3	徳島	100	100	100	100	100	100
栃	木	99.8	98.8		99.6	99.4	110000000000000000000000000000000000000	香川	100	100	100	100	98.8	97.0
群	馬	98.6	98.3		94.8	87.3	98.6	愛媛	100	100	100	100	100	100
埼	玉	97.6	95.2	48.6	86.6	78.6	9.7	高知	45.0	45.7	73.2	26.3	25.0	12.2
Ŧ	葉	99.5	99.1	89.9	96.8	97.0	60.5	福岡	97.2	89.1	100	80.3	56.2	96.3
東	京	93.1	92.4	37.8	69.1	61.7	4.5	佐 賀	100	100	100	97.5	97.9	89.2
神系	川	80.0	87.2	43.6	48.8	50.0	4.5	長 崎	99.8	99.5	100	99.5	99.5	100
								熊本	100	100	100	98.3	99.1	98.3
新	潟	99.6	99.6	67.0	99.7	96.8	12.3	大 分	93.2	90.2	100	72.6	71.4	96.4
富	Ш	100	100	100	100	100	95.2	宮崎	100	100	100	100	100	95.2
石	JII	98.3	99.1		82.8	76.4	43.8	鹿児島	100	100	100	100	100	100
福	井	99.1	100	96.6	99.1	100	93.1	沖 縄	6.9	6.6	0	0	0	0
Щ	梨	95.3	97.9	100	80.7	80.4	100	札幌市	83.4	59.7	100	14.9	5.6	71.4
長	野	92.9	92.1	15.3	7.8	6.8	0	川崎市	100	100	80.0	98.1	95.7	0
岐	阜	100	100	100	99.5	99.0	97.8	横浜市	96.8	87.1		43.4	18.2	33.3
静	岡	99.4	100	97.9	98.1	98.1	76.3	名古屋市	99.6		91.7	99.2	99.0	33.3
愛	知	100	100	100	99.6	100	99.3	京都市	100	100	77.8	3.0	0	0
三	重	90.8	92.0	83.9	37.5	31.4	5.4	大阪市	91.1	75.4	60.0	59.9	10.8	10.0
滋	賀	92.6	86.8	86.8	44.2	28.6	2.6	神戸市	97.0		0	75.8	80.0	0
京	都	76.9	74.2	9.5	0.7	0	0	広島市	96.9	87.5		81.1	20.8	0
大	阪	55.8	54.0	85.2	18.3	10.7	0	北九州市	100	100	100	98.6	89.4	
兵	庫	93.4	87.4	92.1	48.0	52.3	41.7	福岡市	95.4	91.2	100	82.4	38.6	75.0
奈	良	95.3	84.3	85.7	81.0	59.8	51.4	平均	92.5	91.2	81.6	72.8	68.0	53.3
11	1	00.0	04.0	00.1	01.0	00.0	01.4	1 20	34.3	31.2	01.0	12.0	00.0	00

1985 年春の卒業式・入学式における「日の丸」 掲揚,「君が代」斉唱の実態, 全国平均(%)

	日	0	丸	君	から	代
The state of the s	小	中	高	小	中	高
卒業式	92.5	91.2	81.6	72.8	68.0	53.3
入学式	89.9	90.2	81.3	46.4	62.3	49.0

業式の場合で(別表)都道府県をみると、「日の丸」「君が代」とも100%実施が3県、「日の丸」だけ100%が8県、「日の丸」「君が代」とも10%以下が1県、「君が代」だけ50%以下が10県、うち「君が代」が10%以下が3県、などとなっている。この結果を文部省は「日本人としての自覚を持ち、国を愛する心情を育成する機会とするため、学校教育の場で指導するよう求めてきたが、全国的にみると不十分」と分析し、その結果が今次の通知になったと説明している(『毎日』85年9月6日付)。事実、高石邦男初中局長は「占領政策ともからんだ国旗・国歌の問題は、すでに20年以上も前に学習指導要領の上では決着がついている。それが現場に定着したかどうかは別で、定着させるべきものを指導するだけのことだ。『戦後』が長すぎる。日本国の教育として国旗・国歌問題をきちんとしてほしいというのが世論の動向ではないか」と語っている(『朝日』同日付)。定着すべきものが定着していない実態が明らかになったから、「日の丸」「君が代」を定着させるべく行政指導をより強化し、その徹底をはかるというのである。

ところで、この談話のなかで高石局長は、「『戦後』が長すぎる」と語っているが、この発言は何を意味するのか。この発言は、中曾根首相のいう「戦後政治の総決算」を意識してのものであろうから、いわば「戦後教育の総決算」をいったものと解されるが、「戦後(政治・教育)の総決算」の意味するところは何であるか。「戦後」とは、戦前の軍国主義・過激国家主義の過ちを反省し、平和主義・民主主義の徹底をめざす、そのような時代・時期をいう。それはいわば「過ちの反省の時代」をいう。そうだとすると、「『戦後』が長すぎる」というのは、「過ちの反省の時代」が長すぎることを指し、「過ちの反省の時代」を超えなくてはならないということを意味している。つまり、いまや「反省」の時代ではなく、国家として「独立」すべき時代だといっていることになる。しかもその「独立」は、「反省を踏まえての独立」ではない。「反省を踏まえての独立」ではない。「反省を踏まえての独立」ではない。「反省を踏まえての独立」をいっているようでは、いまだ「戦後」から決別しえていないことになるからである。こうして高石局長は、「戦後」

-16 -

「反省」から訣別して、「独立」国家日本にふさわしい教育をする時代が到来している、というわけである。平和主義・民主主義の教育は「戦後」教育だから、これと訣別すべきだというのである。独立国家日本の教育としては、平和主義・民主主義の教育はふさわしくないと、このようにいっていることになるが、果たしてそうであるか。「戦後」教育として我々は、反軍国主義・反国家主義の教育を、つまり平和主義・民主主義の教育を理解しているが、この教育は果たしてたんに「戦後」時代だけの教育であるのか、そうであってよいのか、ということを考えぬかなくてはならない。平和主義・民主主義の教育こそ、まさに「普遍人類的原理」に立つ教育だと考えられるし、考えられてきたからである。「戦後」との訣別ではなく、「戦前」との訣別こそ、いまなお、いまこそ根本的課題ではないのか。

ところで、文部省がこの徹底通知を打ち出した背景を、「日の丸」「君が 代」の導入実態との関係でみれば、一つには「全国的な実施率にばらつきが あり実施率の低い地域がある」ということがあるが、いま一つには、すでに 「日の丸」「君が代」を徹底実施して文部省通知を先取りしている地域がある ということもある。そのような地域がいくつか実在していることが、文部省 をして「自信をもって」徹底通知を出さしめたとみなくてはならない。だか ら、「千葉県などでは、朝・夕に『日の丸』を掲揚し、子どもたちは『日の 丸』に向かって静止するという例もあり、すでに(文部省通知を)先取りする形 でおこなわれているが、こうした状況を全国的に広めていこうというねらい だ」(志村毅一氏)というような指摘に1)、よく注意しなくてはならない。「日 の丸」「君が代」とも 100% 実施の愛媛県では、入学式・卒業式だけではな く,始業式や月曜日朝礼で「君が代」斉唱を慣行化し,「日の丸」掲揚時に は直立不動の姿勢をとるよう厳しく指導されているという(『毎日』85年9月 6日付)。「日の丸」掲揚は100%,「君が代」斉唱も99% 台という愛知県(名 古屋市を除く)の公立高校では、屋上に国旗掲揚塔を設置して終日、「日の丸」 を掲げており、最近では毎日、その掲揚式を行う学校が現れてきているとい

う(『毎日』同日付)。愛知県郡部の小・中学校でも、儀式のときだけではな く、日常的に「日の丸」を掲げる風景が数多くみられるという(『朝日』同日 付)。組織率 100% を誇る愛知県教員組合の執行部は、「国旗、国歌という呼 び方は問題があるが、社会状況として、『日の丸』『君が代』は認めざるを得 ない」という方針だという(『朝日』同日付)。「日の丸」掲揚100%.「君が代」 斉唱 97% 以上という岐阜県では、1977年7月20日、県議会が「教育正常 化 | 決議を採択して後、その実施率が上昇し続け、県教委学校指導課長は 「文部省から新たな通知がきても従来通りの指導を続けるだけだ」と自信を みせているという(『毎日』同日付)²⁾。圧倒的に多数の都道府県教委が、教育 の地方自治の達成の方向ではなく, その反対に, 文部省通知に接して, 「日 の丸」「君が代」をいっそう徹底させるべく行政指導を強化しようとしてい ることに対して、強く反省を迫らなくてはならないであろう3)。多くの都道 府県教委の, 文部省徹底通知を先取りしたような行政指導. その通知を受け て「日の丸」「君が代」の徹底をはかるべくいっそう行政指導を強化しよう とする迎合主義的姿勢, そうした都道府県教委の行政実態が. いま一つの背 景となっているのである。

1964年に山口県議会が「国旗掲揚に関する決議」を採択して以来、山口県下では、小学校・19%、中学校・14%、高校・65%で、全校の生徒・教職員が毎朝、「君が代」の曲の流れるなか、「日の丸」「校旗」に向かって直立不動の姿勢をとっているという(山口県教委調査、1977年度)。この風景はいまや、千葉県内だけのことではないのである4)。

(註)

1) この事実を指摘したものに、篠原裕司『教育を狙う黒い潮流』(汐文社、1983年)がある。前出の『教育基本法制と教科書問題』460ベージで紹介した。その後にも、「『君が代』『日の丸』に直立不動、千葉・野田市の小・中学校」「怠ればビンタ、罰則」の見出し下に、その実態が報道されている(『赤旗』85年12月2日付)。以下、その記事からの実態の紹介である。

「君が代」が流れ「日の丸」があがると、校庭で遊んでいた児童・生徒がピタリ

と足を止め、直立不動の姿勢をとる。戦前・戦時の軍国主義教育を思わせる異様な 光景が千葉・野田市で毎日くり返されている。直立不動の姿勢をとらなければ教師 が平手うちをするなど、体罰主義・管理主義と一体となっている。清水台小学校の 下校時の午後4時、掲揚台の前に3人の児童が並ぶと、「『三旗』降納を行います。 掲揚台に向かって直立して下さい」と放送があり、「君が代」の曲が流れる。騒が しかった校庭が一瞬、静まりかえる。子どもたちはその場で直立する。同校では、 「日の丸」、校旗、市旗の「三旗」掲揚を週3回行い、午前8時10分掲揚と午後4 時降納の際、そのたびに「君が代」が流れ、どこにいても直立不動の姿勢をとらな ければならない。「愛校心、郷土愛、愛国心を育てるのがねらいだ」と、同校教頭 は説明している。

2) その後の 1985 年 12 月 4 日, 岐阜県教職員組合は, 県内小・中学校の「日の丸」 掲揚・「君が代」斉唱の実態調査結果を発表した。県内 422 小学校の 123 校, 同 199 中学校の 61 校, 合計 184 校からの回答によれば, その実態は次のようになる (『朝日』85 年 12 月 5 日付)。

1	岐阜県	教組	Γ	日の	丸」	「君	が什	ī L	周査組	吉果			答数校数	1	23 22 1	61		
1.あな	たのき	学校で	: [日の	丸」	か	掲揚	され	てし	る	時は							
			西	濃	岐	阜	中	濃	可	茂	東	濃	飛	驒	合	計	9	6
			小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
① 毎		日			4	3	0	0	3	3	5	3	4	2	16	11	13	18
②入	学	式	6	2	35	12	16	9	13	6	13	11	6	5	89	45	72	73
③卒	業	式	7	2	38	14	24	10	16	6	28	18	7	5	120	55	97	90
④ 運	動	会	7	2	36	12	21	7	14	5	17	11	7	6	102	43	82	70
⑤ 始業	车。終	業式	3	2	5	0	0	0	2	1	3	5	2	1	15	9	12	15
2.あな	たのき	学校で	. [君カ	代	が	斉唱	さオ	しる用	手は								
①入	学	式	5	2	5	6	7	4	9	6	4	3	6	6	36	27	29	44
② 卒	業	式	7	2	39	13	23	10	17	6	28	19	8	9	122	59	99	96
③ 運	動	슾	2	1	13	4	5	1	4	1	5	3	4	2	33	12	27	20
④ 始業	走。終	業式	2	2	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	5	5	4	8
3.「君力	が代」	斉唱	の刑	彡態	は													
①全	員	で	7	2	36	12	18	10	17	7	20	13	6	9	104	53	85	87
②子と	もだ	けで			1	1	4	0	1	0	2	1	1		9	2	7	3
3 1 1	ディー	だけ			10	2	5	0	4	0	9	3	3		31	5	25	8
47	0	他			0	1	0	1	0	0	2	4			2	6	2	10

この調査結果によってみれば、岐阜県内の小・中学校では、「日の丸」掲揚が、「毎日」というのが小・13%、中・18% もあり、運動会のときもというのが小・82%、中・70% もある。「君が代」斉唱についても、運動会のときもというのが

- 小・27%,中・20%もある。入学式・卒業式のときに「日の丸」掲揚・「君が代」 斉唱(いずれも100%には達していない)という域を超え出て、それが相当に日常 化しているといわなくてはならない。始業式・終業式のときの「日の丸」掲揚とい うのも、小・12%、中・15%と相当高率にのぼっている。
- 3) 「君が代」斉唱につき、小学校 37.5%、中学校 31.4%、高校 5.4% の実績をもつ三重県でさえ、県教委は「今後とも『日の丸』の掲揚、『君が代』の斉唱の徹底に努めたい。実施率の低い『君が代』について現場指導をさらに強めていきたい」という方針を、文部省通知に接して打ち出している(『毎日』85年9月6日付)。「『日の丸』『君が代』のもと、天皇や国のために死ぬのは当然と教育され、疑うこともなく追従していった結果が、沖縄戦の悲劇だった」「いまの世情は、私たちが戦争にかりたてられた昭和の初めに酷似している」(照屋信子氏)という「日の丸」「君が代」観・世情観が県民世論となっていればこそ、「日の丸」掲揚 7% 以下、「君が代」斉唱 0% となっている沖縄県においてさえ、県教委は「過去、悲しい歴史があるのは事実だが、現在では『日の丸』が国旗、『君が代』が国歌という認識が国際社会で定着している。今後学校行事で取り扱うよう指導する」という方針を打ち出している(『毎日』同日付)。県教委行政の、県民世論からの驚くべき乖離が進んでいると思わざるをえない。
- 4) 林雅行『「国民学校の朝」がくる』柘植書房,1983年,167ページ以下。

自民党文教部会等の後押し

今次の徹底通知の背景に文部省の前記実態調査の結果があることは確かであるが、さらに文部省をして実態調査をさせ徹底通知を出さしめた勢力に注意しておかなくてはならない。「背後にちらつく自民文教族の影」(『毎日』85年9月6日付)の問題である。

「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱を学校や官公庁に求める動きは、自民党を中心にして1960年代から始まっているが、とくに1984年から85年にかけて格段に強化されている(『朝日』同日付)。そのために、学校・官公庁での「国旗掲揚・国歌斉唱」を求める地方議会などでの決議が、84年から85年にかけて急増している¹⁾。そしてとくに、1960年代後半からは毎年、卒業式・入学式の直前の時期に、自民党の教育問題連絡協議会長、文教部会長、文教制度調査会長、文教局長の4名が連名で、各都道府県自民党連合会長あ

-20 -

てに「卒業式、入学式における国旗掲揚および国歌斉唱について」と題する 文書を送り、関係機関への働きかけを求めてきた(『毎日』同日付)。この指示 に基づく各都道府県自民党の関係機関への働きかけこそ、学習指導要領が 「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱が「望ましい」としているに過ぎないのに、 85年9月6日文部省発表のような高率の実施率(85年3月の卒業式での「日の 丸」掲揚・「君が代」斉唱)を実現した最大の要因となったに違いない。

その自民党の文教部会は、さらに85年4月、「終戦40年、天皇在位60年 に当たる節目の連休を前に、国旗掲揚と国歌斉唱にけじめをつける効果ある 措置の実施」を決議して、その実施方を自民党本部に要請した。その結果、 85 年 4 月 29 日付の自民党幹事長・全国組織委員長名の「国旗掲揚と国歌斉 唱の徹底 | を求める诵達,これを各都道府県連合会あてに本部から送ること になった。それだけではない。青木正久文教部会長は「国民の誇りを高める 効果ある措置」を文部省に求め、金丸信自民党幹事長は「学校や官公庁だけ でなく、家庭や企業内での国旗掲揚・国歌斉唱の推進」を全国の下部組織に 呼びかけ、藤波孝生官房長官が天皇誕生日を前に記者会見し、「来年は天皇 陛下の御在位60周年であり、当日は国旗を掲揚し、国民こぞって陛下のま すますのご長寿を祈念したい」と、異例の呼びかけを行うまでにいったので ある(『毎日』85年10月8日付)。1985年4月29日の天皇誕生日を前にして, 自民党・政府は、国民主権主義の現行憲法下で、まことに異常・異例な動き をみせたといわなくてはならない。このような異常な動きのなかで、いみじ くも青木文教部会長が「文部省の今回の措置はこちらの動きを受けたもの。 遅きに過ぎた感はあるが、当然の措置 | と語っている(『朝日』85年9月6日 付)ように、今次の文部省の調査が行われ通知が出されることになっていっ たのである。文教部会の決議を受けて、4月22日付で自民党本部が「国旗 掲揚と国歌斉唱の徹底|を求める诵達を各都道府県連に出した,その直後の 4月末,文部省の実熊調査が実施に移されていくのである。この経過から も、今次の文部省の調査・通知が、自民党文教部会の要求・後押しに出たも

のであることが、はっきりとわかる。

国家主義の思想を管理主義・能力主義の教育に「付加」することによって、これを軍国主義教育に再編成していく、その策動を公然と後押ししている勢力として、ここでは「自民党文教族」をあげたけれども、いうまでもなく、さらにその「自民党文教族」を後押ししている数多の右翼的民間団体がある。どんな団体がどれほどの規模でどんな活動を日常的に行っているのか、この点はあまり具体的には知られていないけれども、この問題にも深く探りを入れる必要があろう。したがって、この問題を探るための資料等2)がより精力的に入手されなくてはならない。「自民党文教族」の支持母体の問題に、今後ともメスを入れていくことにしよう。

(註)

1) 『季刊,教育法』(エイデル研究所)の1985年8月臨時増刊号により、この辺の事実を概観しておこう。別表は1985年3月22日現在までの、府県議会における「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の決議採択の状況を示したものである。その採択が、とりわけ1984年に激増していることが知られよう。『季刊,教育法』上記号はまた、1984年に上記決議を行った11県議会の決議文全文をそれぞれ紹介しているが、それらをみれば、「愛国心の育成」を強く求めて採択決議が行われていることがよく知られるのである。そこで以下、若干の事例について、その決議の核心部分を引用紹介してみることにする。

「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱決議採択状況

(1985年3月22日現在)

府	県議会	日の丸	君が代	採択年	府県	議会	日の丸	君が代	採択年
福	島	0		1964年	滋	賀	0	0	1984年
栃	木	0		1963年	大	阪	0		1963年
埼	玉	0	0	1984年	Ш	口	0		1964年
千	葉	0		1963年	高	知	0		1964年
神	奈 川	0	- 40	1984年	福	岡	0	0	1964年
長	野	0	0	1984年	佐	賀	0		1963年
新	潟	0	0	1984年	長	崎	0	原思。	1964年
富	山	0	0	1985年	熊	本	0		1984年
福	井	0	0	1984年	大	分	0		1964年
\equiv	重	0		1964年	宮	崎	0		1984年

福岡県、1984・7・5、国旗掲揚に関する決議

国旗を敬愛し、日本国民としての自覚と誇りを持つことは、わが国の将来の安定 と発展にとって必要不可欠のものである。

滋賀県, 1984・7・14, 国旗掲揚・国歌斉唱を励行する決議

今日の物中心の荒廃する社会において、家族を愛し、郷土を愛し、国を愛する心を養うことがいま何よりも求められているところである。われわれは、誇りある国旗「日の丸」を掲揚し、国歌「君が代」を斉唱し、わが国民の永遠の平和と繁栄を願うものである。

長野県、1984・9・19、国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議

物質中心になりがちな現代社会においては、国旗、国歌に対する関心が極めて薄く、同胞を愛し、国を愛する心のかん養が必要であり、そのため、自国の国旗、国歌に対する誇りと敬愛の心を育むことが求められているところである。

熊本県, 1984・9・21, 国旗掲揚に関する決議

国旗に敬愛と誇りを示す意味で国旗掲揚の機会を多くし、県民が家族を愛し、郷土を愛し、国を愛する心を養うことが必要である。

新潟県、1984・10・13、国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議

まず自国の国旗、国歌を敬愛する心を育てるとともに、わが家庭を愛し、郷土を愛し、国を愛する心をかん養することが、いま何よりも求められているところである。われわれは誇り高い国旗「日の丸」を掲揚し、国歌「君が代」を斉唱し、わが国民の永遠の平和と繁栄を願うものである。

福井県, 1984・12・14, 国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議

物が豊富に氾濫する一方,心の貧しさが問われる現代社会にあっては、家族を愛し、郷土を愛し、国を愛する心を養うことが、何よりも求められているところである。

2) そうした文献の一つに、朝日新聞社会部『「政治」の風景』(すずさわ書店, 1982年)がある。

文部省通知への批判

今次の文部省通知については、それが平和主義・民主主義の教育の達成に 正対し、軍国主義・国家主義の教育のいっそうの普及・徹底をはかろうとす るものであるだけに、各界・各層からの厳しい批判を浴びることになってい る。

(1) 教科書裁判の原告でもあり、最近はあらためて『戦争責任』(岩波書店,1985年)を問い直している家永三郎氏は、「君が代は戦前の文部省の国定教科書に書かれている通り天皇主権の歌であり、日本国憲法下で強制的に歌

わせるのは憲法違反で許されることではない。日の丸はデザイン自体に問題はないと思うが、戦争体験者には、いまわしい思い出と結びついている。日の丸の掲揚を学校に強制するのは教育的に適切さを欠くと言わざるを得ない」と批判している(『毎日』85年9月6日付)。沖縄県教組那覇支部の富田哲委員長は、「"天皇の象徴物"を儀式やスポーツ行事などで強制的に掲揚・斉唱させることは、国民に忠誠を強いるもので絶対に許せない」と語り、「日の丸」「君が代」の実施強制を「国家主義の異常な高揚をはかる」ものとしてとらえて、「国家主義の異常な高揚をはかることは、しばしば、他国への侵略、抑圧、沖縄戦のような戦争の悲劇に通ずる」と指摘している(『赤旗』同日付)。「日の丸」「君が代」の実施を強制する行政を、国家主義意識の異常な高揚をはかるものとしてとらえている点で、事態の本質を鋭く洞察した発言といってよかろう。

歴史教育者協議会の志村毅一事務局長は、今次の9・5 文部省通知は「『総決算』路線に向かっての国民精神総動員の一環ではないか」と、これを以下の4点から批判している(『赤旗』85年10月27日付)。その第一は、「日の丸」「君が代」とも法的根拠がない(国旗・国歌として法制化されていない)ことからである。法制化されていないものを、なぜ国旗・国歌として強制できるのか、と。その第二は、今次の文部省調査で入学式・卒業式に「日の丸」「君が代」を100%実施している県の一つに千葉県があるが、この千葉県の学校のような管理主義学校になるのではないかという批判である。

「千葉県北部のある市では、ほとんどの学校が朝夕、『日の丸』を『君が代』の曲とともに掲揚・降納し、全校の子どもが直立不動で迎えるということです。そうした多くの学校では、子どもが徹底して管理され、自由に物もいえない状況がつくり出されています。『日の丸』『君が代』を強制することは、こうした学校を全国にふやすことにならないでしょうか。」

管理主義教育が「日の丸」「君が代」を直立不動の姿勢で迎える国家主義 的教育と結合していることを、鋭く示唆したものである。その第三は、国民

-24 -

の多くが「日の丸」「君が代」の歴史的役割を忘れておらず,こだわりを持 ち続けているという点からである。

「沖縄県では、小・中学校のごく一部が卒業式で『日の丸』を掲げているだけで、あとはゼロです。沖縄の教師たちだけが力強く抵抗しているわけではありません。子どもも含めた沖縄県民のほとんどが、40年前の戦争の中で『日の丸』『君が代』が何をしたか、忘れていないからです。『日の丸』を掲げた日本軍は沖縄県民をどう扱ったのか、歴史が明らかにしています。『日の丸』『君が代』に送られて、朝鮮や中国や東南アジアへ渡った日本軍はそこで何をしたのか。日本は神の国と信じこまされて、侵略戦争に加担させられた国民にとって、『日の丸』『君が代』は何だったのか。それを知っているからこそ、多くの国民がこだわりを持ち続けているのではないでしょうか。」

その第四は、この9・5 通知が、中曾根内閣のいわゆる「戦後政治の総決算」という政策路線のなかで出されてきたものではないかという点からである。

「中督根内閣は、『戦後政治の総決算』といって、日本の軍事大国化をすすめています。『総決算』とは、日本国憲法の掲げる平和主義・民主主義・基本的人権を捨てさることと考えるのはうがちすぎでしょうか。戦後教育の歴史、教科書検定の歩みは、そうとしか思えない方向へ日本の子どもを引っばって行くように思えます。防衛費の急増、国家機密法の企図、靖国神社への公式参拝など、こうした一連の動きの中で『日の丸』『君が代』が強制されようとしているのです。」

以上の4点からである。まことに的確な批判だといわなくてはなるまい。『季刊,教育法』(1985年8月臨時増刊号,前出)の「発言のひろば」は、各界の著名人30名の、今次文部省通知についての意見を集めている。しかし、それを読むと、「日の丸」「君が代」それ自体のことに関してはともかく、その行政的強制に対しては16名の人たちが反対しているに過ぎないことがわかる。意外に「日の丸」「君が代」の強制に反対している人が、日本の著名人に少ないことに驚かされる。またも日本の「知識人」の迎合主義が頭をもたげてきたことを、よく反映してのことなのであろうか。多くの日本の「知識人」たちまでもが「『戦後』が長すぎる」と、文部省と同じような「実感」

を持つようになってしまっているのであるか。もしもそうだとすると、私自身としては、かつての田中耕太郎の指摘――日本人には民族的欠陥として「迎合主義」「健忘症」的性向がある――の正しさを実感せざるをえない。やはり田中のこの指摘は、正確に的を射ていたのであるか。

(2) もちろん、今次の文部省通知に対する批判は、民主的な個人や団体から出されているだけではない。日本の世論を代弁し代表するマスコミ紙上でも、厳しい批判が行われた。『朝日』は社説「学校をまだ道具に使うのか」(85年9月7日付)を掲げて、今次の文部省通知を痛烈に批判した。第一に、「日の丸」「君が代」の儀式への導入の強制は、戦前の軍国主義教育を連想させるという批判である。

「国が『日の丸』『君が代』についての国民的な合意を形成したいと考えるなら、そのための努力は、まず大人に向けておこなわれるべきであろう。それをせず、まだ判断力も固まっておらず、反問するすべも持たない子どもたちに、理屈ぬきで強制する。それも、卒業・入学式という儀式の場にとり入れることに、異常にこだわる。戦前の軍国主義教育の時代の『練成心理学』という本に『儀式は非合理的なものであるが、厳粛な雰囲気を構成する。それは心情に刺激を与え、子どもに皇国民としての素地を養う重要な教育的意義をもつ』とあるのを、いやでも連想せずにはいられない。』

「まだ判断力も固まっておらず、反問するすべも持たない」子どもたちに、 「日の丸」を国旗として、「君が代」を国歌として、無理矢理に理解させよう とする教育だという批判から一歩すすめて、戦前の軍国主義教育を特徴づけ る「練成」を連想させる教育だという批判である。第二に、あまりにも政治 的・党派的な要求にもとづく措置だという批判である。

「教育には、取り組まねばならない切実な課題が山積している。地方議会で『学校で国旗掲揚・国歌斉唱を盛んにせよ』という決議が相次いでいるのは事実だが、まじめな教育への思いとは縁遠い、政治的な動きの産物で

あることは周知のことである。いわば一つの党派的な要求を実現するため に、学校をなお道具として使いつづけようとする。ただでさえ行き詰まっ ている教育制度の現場に無用の重荷を加え、混乱を増すやり方というほか ない。」

「日の丸」「君が代」の学校行事等への導入の強制が、自民党・政府の政治的思惑に出ただけの、学校をより安定した政治的支配を実現するための道具とみているところから出た、「あまりにも傲慢」な措置ではないかという批判である。『毎日』の社説「いま、なぜ『日の丸』『君が代』」(同日付)も、同趣旨の批判を加えている。

「教育の荒廃が指摘され、学校の改革が叫ばれている。そのときに、教員たちの間に亀裂を生じさせ、まとまりを失わせるようなおそれのある政策を打ち出すことは、賢明ではない。(中略)『日の丸』と『君が代』の徹底では、自民党が熱心である。しかし、政党が教育現場にイデオロギー的な問題を持ち込むのは好ましいことではない。」

自民党の強力な要求・後押しがあって今次の調査・通知となったことを示唆しながら、学校を安定的政治的支配の道具にかえることを、強く批判したものといってよい。

「君が代」を国歌とみなすことを強要し、「日の丸」を国旗とみなすことを強要し(1977年改訂学習指導要領以降)、そのうえで国旗掲揚・国歌斉唱の徹底を強要してくる、そのような自民党・文部省の教育政策は、いったい戦後日本の教育をどのような教育に「変革」しようとする政策であるか。国家主義教育へか、軍国主義教育へか。この問題に対して、一定の明確な理論的解答を与えなくてはならない。80年代教科書検定の動向、最近の管理主義・体罰主義の教育の浸透・普及、さらには「靖国」公式参拝の問題、これらの教育政策と「日の丸」「君が代」問題とを総合しながら、それへの私の解答を後に与えるつもりである。『中日』社説「"親方日の丸"の文部省通知」(85年9月7日付)もまた、「靖国神社の公式参拝、防衛費の1% 枠撤廃論議など、

気になる動きに文部省も加わったのか」と疑問を呈しながら、次の2点から 今次の文部省通知を批判している。その第一は、「日の丸」「君が代」に対す る多くの人々の「わだかまり」を無視して、「一片の通知で、一つの考え方 を押しつける」やり方は間違っているという批判である。

「国民が、何らかのわだかまりもなしに、国旗を掲げ、国歌を斉唱できないことは、誠に不幸なことである。しかしそれは、国旗と国歌に、わだかまりを持たざるを得ない過去があったからであろう。日本人の場合、そのうずきは、多くの人たちの生命とひきかえに、背負いつづけてきた尊い心の重荷であり、十字架でさえあった。」

極めて抽象的な表現ながら、「日の丸」「君が代」の過去が多くの日本人に「わだかまり」や「うずき」を覚えさせることに、政府・文部省は無知であってはならないという批判である。その第二は、今次の文部省通知は「有力政党に弱い文部省の安易な体質」が生み出した「命令」ではないかという批判である。政権党の要求に弱い文部省が、それゆえに学校・教職員には強くのぞんで要求してくる、その体質を、またも露呈してしまったという批判である。

「通知を出した背景には、靖国神社の公式参拝実現と、自民党の強力な働きかけで、学校での『日の丸』掲揚と『君が代』斉唱の推進を決議する地方議会が相次ぐ、といった一連の政治的動きがあることは、十分に考えられる。有力政党に弱い文部省の安易な体質なのである。さらに、通知には、批判を許さぬ響きがある。通知の根拠となった学習指導要領には『国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい』となっていたのが『徹底』と、一変してしまった。これは命令ではないか。指導要領が『望ましい』としたのは、『日の丸』と『君が代』に対する様々な考え方を配慮してのことだったと思う。その状況は、いまも変わっていない。」

「望ましい」とあったものを「徹底」と変えることになれば、国民の「わだかまり」や「うずき」にお構いなしに、そうした国民の感情を足蹴にしながら、「日の丸」「君が代」を強制することになる、それほどまでにして文部省は「国家にたいする忠誠心を養う」つもりなのかという趣旨の批判であ

-28 -

る。「変わっていない状況」を無理矢理に変えようとしているとしかみられないという。

(3) しかし、この文部省通知に対する日本の世論には、極めて不可解なところもある。『朝日』世論調査の結果によれば、この文部省方針につき、有権者の「賛成6割、反対2割」となっているからである(『朝日』85年10月14日付)。その世論調査の「質問と回答」から、関連部分を抽出し表にして示せば、次のようになる。

文部省通知に関する質問と回答

◆ 「日の丸」の旗は、日本の国旗としてふさわしいと思いますか。そうは 思いませんか。

ふさわしい86%そうは思わないその他・答えない10%

② 「君が代」の歌は、日本の国歌としてふさわしい歌だと思いますか。そ うは思いませんか。

ふさわしい 68%そうは思わない 17%その他・答えない 15%

③ 文部省は公立の学校に対し、入学式や卒業式には必ず、「日の丸」を掲げ、「君が代」を歌うように、求めています。あなたは、文部省のこうしたやり方に、賛成ですか。反対ですか。

賛成62%反対20%その他・答えない18%

「日の丸」が国旗としてふさわしいという回答(86%)は、「君が代」が国歌としてふさわしいという回答(68%)に比べれば、相当に高率だとはいえ、「君が代」を国歌として認める世論が7割近い。「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の支持者も6割を超えているし、しかもその内訳は、50歳以上の男性、60歳以上の女性では4分の3が賛成、20歳代後半の男性では賛否が5対4、20歳代前半の男性では賛否が3対5に逆転している。「君が代」が国歌として妥当という回答も、50歳代以上で8割、40歳代では7割、30歳代後半では6割、20歳代後半から30歳代前半では5割、等々と、かえって戦争体験

世代のほうが支持・賛成の率が高くなってしまっている。いかに一般国民大衆のあいだで戦争体験が風化しているか、深刻に考えさせられる実態である¹⁾。

若い青年たちの比較的・相対的に健全な感覚を確かめるため、私自身も学生を対象にして同じ意識調査を行ってみた(岐阜経済大学生、私の一般教育・「教育学」の受講生、159名、1985年11月1日実施)。その結果は別表のとおりであった。

文部省通知に関する青年の意識

♠ について		
ふさわしい	55.3%	(88名)
そうは思わない	21.4%	(34名)
その他	23.3%	(37名)
◈ について		
ふさわしい	17.6%	(28名)
そうは思わない	57.9%	(92名)
その他	24.5%	(39名)
③ について		
賛 成	13.2%	(21名)
反 対	76.1%	(121名)
その他	10.7%	(17名)

過半数の学生が「日の丸」を国旗としてふさわしいとみているのに対し、「君が代」が国歌としてふさわしいとは思わない者は 6 割 (57.9%) にも達している。「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の支持者は 1 割強 (13.2%) に過ぎず、それらの強制への反対者は 8 割近く (76.1%) にも達している。今次の文部省通知に対し、学生たちは強く反発しているといってよい。私の「教育学」講義が「教育基本法の成立」をメイン・テーマとしていることの結果だとばかりはいえまい。

(4) ところで、入学式・卒業式の主役である子どもたち自身は、「日の 丸」「君が代」についてどのように受けとめているのか。長嶋安男教諭(東 京都東久留米市立久留米中学校)の調査²⁾によれば、「反対」(38%)が「賛成」

-30 -

(20%)を上回り、「『日の丸』はいいが、『君が代』は曲が暗く歌詞の意味がわからない」とする生徒が多く、全体として「強制はいや」という意見が目立ったという(『毎日』85年11月14日付)。主役たちが強制に反対している、しかも高学年ほど「反対」が増えている(45%)、そのことをどう考えたらよいのか。「『君が代』の歌詞の意味がよくわからない」と書いている生徒たちに「君が代」斉唱を強制することは、教育的配慮に満ちた学校行事のあり方とは到底いえないであろう。せめて卒業式など、その企画・運営に卒業していく生徒たちを参加させ、「心に残る」式を創造させるべきではないのか。「人権としての教育」の保障をめざす教育(学校行事)のなかでは、生徒の意見・意思をどのように位置づけて教育内容編成を行う必要があるのか、いま一度再考してみる必要があるのではないか。

そこでの、もっとも代表的な長嶋学級の生徒の声は、次のようなものである。 「私は、なぜ『日の丸』や『君が代』に反対する人がいるのか不思議です。私 は両方とも日本の国らしくていい感じです。でも、中には、いやがっている人 がいるんです。強制的にするのはよくないと思います。本当に日本が好きな ら、それでよいと思います。」(1年女)

(5) 「日の丸」「君が代」に関して、「いつまでも過去にこだわり続けるのはナンセンスだ」という意見もある。むしろ9・5 文部省通知を支持し、「遅きに失するぐらいだ」とする意見である。この種の意見が極めて多いことも事実である。さきの『朝日』世論調査の結果が「賛成6割、反対2割」を示したことも、調査方法の欠陥によるものとばかりはいえまい。

それら賛成意見の若干を,以下に紹介しておく。

佐田信雄・59歳 たしかに、「日の丸」「君が代」は、太平洋戦争を体験してきた人たちにとって、いろいろな思い入れはある。(中略)しかし日本はいま過去のそうした時代を乗り越えて、21世紀に向けて、国際社会の中で大きなリーダーシップを発揮していかねばならない時代である。いちいち過去にこだわり、この種の通知がなければ国歌、国旗が認知されないこと自体が、ナンセンスというほかない。(『毎日』85年9月12日付)

魚住勉生・63歳 独立国家としての国歌や国旗があるのは当然で、これを愛

し、慈しむ心を持つ人は多いと思います。ところが一部に「君が代」「日の丸」というとすぐ軍国主義に結びつける人もいます。私は疑問でならないのですが……。前の大戦で、戦意高揚のためにしばしば用いたので、軍国主義に結びつけるのなら、あまりにも近視眼的発想ではないでしょうか。どこの国にとっても多少の差異はあっても、国民の意思を統一するためにやっていることで、日本だけではないのです。(『中日』85年10月21日付)

近藤幸吉・60歳 オリンピックで「日の丸」があがり、「君が代」の演奏が流れると、思わず目頭が熱くなる。それは勝利者に対する祝福だけでなく、何とも説明できない感動に包まれるからだ。この郷土愛や祖国愛が戦前の軍国主義に結びつくという発想の人がいるが、私にはどうしても理解できない。「君が代」の歌詞に抵抗がある、と一部で言うが、それはあなたの人生であり、われわれの一生とみれば何もおかしいことはない。人と生まれ日本の国籍を持つ以上、日本を愛し、郷土に誇りを持つのは当然のことだろう。(『中日』85年10月28日付)

これら数多の賛成意見に対して、ここで逐一吟味することは到底できない。しかし、あえて一点からだけ、これらの賛成意見に批判を加えておかなくてはならない。賛成論者たちは「過去にこだわりすぎる」ことを問題にしている。なるほど、いつまでも過去にこだわるのが正しくないときもある。他人の失敗や過ちをいつまでも責める態度は、けっしてほめられた態度ではない。しかし、あくまでも過去にこだわり続けなくてはならないときもあることを、人はけっして忘れてはならない。「日の丸」「君が代」問題については、そのどちらであるか。

9・5 文部省通知への賛成論者は、「日の丸」「君が代」にまつわる過去にいつまでもこだわるなという。いつまでも日本軍国主義と結びつけて「日の丸」「君が代」をみているのでは進歩がないという。しかし、そのような意見は、いまの「日の丸」「君が代」問題を、あまりにも周囲の情況から切り離してみ過ぎているのであって、この9・5 文部省通知が出された周囲の情況に無頓着に過ぎるといわなくてはならない。というのは、最近の防衛費GNP 1% 枠撤廃問題にせよ、「靖国」公式参拝問題にせよ、日本の軍事大国

-32 -

化・軍国主義全面復活の動きが急ピッチで進行しているという,そのような 政策動向のなかに9・5 文部省通知を位置づけてみる必要があるからである。 「日の丸」「君が代」を軍国主義に結びつけるのは疑問だという意見がある が,我々は「日の丸」「君が代」を,たんに過去の日本軍国主義に結びつけ て考えるだけではなくて,現在の日本軍国主義全面復活の危険な全般的政治 動向とも結びつけて考えなくてはならないのである。端的にいって,いまの 自民党・政府に日本軍国主義全面復活の意図がないのならば,文部省も「日 の丸」「君が代」の徹底を命ずるような9・5 通知を出しはしなかったであろ う。賛成論者は,なぜに文部省がいま「日の丸」「君が代」の徹底を命じた のか,その背景(理由)をいま一度考えてみる必要があるのではないか3)。

ところで賛成論者が現在の日本の軍事大国化・軍国主義全面復活の政治動向と結びつけて9・5 文部省通知をとらえようとしないのは、過去の日本の軍国主義・過激国家主義が国の内外でどれほどの人類的犯罪を犯したか、その事実にもあまりに無頓着に過ぎるからだというのは、いささかいい過ぎなのであろうか。「死者の記憶が遠ざかるとき、同じ速度で、死は私たちに近づく。……戦争の記憶が遠ざかるとき、戦争がまた、私たちに近づく。」(石垣りん氏)という詩のもつ真実性に、我々は断じて無頓着であってはならないのではないか。たとえ「健忘症」なるものが日本人の民族性の一つだとしても、その「健忘症」を日本民族の重大な欠陥として自覚するなら、我々はその「健忘症」を克服しつつあることになるであろう。日本人による「加害」を、「被害」者はけっして忘れはしないのである。

かつて田中耕太郎は、「過去に対する根本的の批判と反省とが行はれることなしには、将来に対する永久的な創造と建設とは不可能である」と書いた(『教育と政治』好学社、1946年、72ページ)が、この田中の発言の重みが、いまこそいっそう深く自覚されなくてはなるまい。「過去に対する根本的の批判と反省」を、政策側は忘れさせ抑制しようとし、国民大衆側が忘れ去ろうとしているからである。「戦後が終らないまま戦前が始まっている」という感

覚(『「平和」の風景』前出、188ページ)が、まことによく現実を突いているのではないか。その含意をよくかみしめてみなくてはなるまい。

(註)

1) もっとも、『中日』が「課題特集」として「『日の丸』と『君が代』」についての人々の意見を伝えたとき(85年 10 月 21 日付、同 28 日付)、11 名中 9 名が文部省通知に賛成であったが、50 代・60 代の 2 名がこれに反対していた。その 2 つのすぐれた意見を以下に紹介しておこう。

小川竜年・57歳 国旗、国歌を持たない独立国は少ない。民族の象徴として民族的感情、国土の景観などをアピールするシンボルマークであり、繁栄を謳歌するのだ。だが、民族の自画自賛でなく、広く諸外国の諸民族に受け入れられてこその国歌であり、国旗でなくてはならないと思う。「日の丸」「君が代」が果たして、世界の民族に快く受け入れられているだろうか。敬愛の情で口ずさんでもらえる歌こそ、真の国歌といえるだろう。「日の丸」「君が代」がこれに該当するだろうか。日清、日露の戦争以来、一連の軍隊出動による事件処理が、戦火の地域の民衆をいかに苦しめたことか。農地を荒廃させ、家族を死別、離散させ、地域を廃墟化し、財産を灰にしてきた。戦火の先頭に絶えずシンボルとしてはためき続けたのが「日の丸」だった。被害者の民衆が、快く受け入れるだろうか。

吉田次郎・65歳 戦前,「日の丸」は世界で最も清潔で美しい国旗と教えられ、優越感と差別感を植えつけられた。「天に代わりて不義をうつ。東洋平和のためならば……」と「日の丸」で送られて戦地へ向かった。だが、そこで見たのは土地を破壊し、現地の人を苦しめる侵略者の姿だった。「日の丸」「君が代」の下で聖戦と信じ込まされ、国のため人を殺すことを正当化した。つまり、軍国主義、侵略者のシンボルだったのだ。だから戦後、「日の丸」と「君が代」は学校から姿を消したのだ。「日の丸」「君が代」に軍国主義、侵略戦争のイメージをダブらせる人は、内外に多いのではないか。それを認めようとしない文部省が「日の丸」「君が代」を強制する通達を出した。憲法を空洞化して軍事大国に踏み出し、愛国心を強調する姿勢に、かつての悪夢がよみがえり、強い危ぐを感じてならない……。

『朝日』の「週間の声から」(85年9月16日付)も読者の声を紹介している。そのうちの若干を以下に紹介しておこう。

神谷すみ江・58歳 靖国公式参拝,防衛費の1%枠はずしなど,首相のいう "戦後政治の総決算"は、今回の国旗、国歌についての徹底通知で、ますます拍車をかけられることになったが、ここにきて子供たちまで巻き込もうとは。その狙いは、どのような釈明をしようとも、昨今の一連の動向から究極的には、"戦

- 34 -

前への回帰"をめざしていることは明らかである。すでに中国から今回の通知について批判の声が寄せられている。このまま手をこまねいていたら、必ず最悪事態が来よう。まだ自由にものが言える今、みんなで声を大にしてこの風潮に「待った」をかけたいものである。

入口武・59歳 敗戦によってすべてが変わったわが国で、変わらなかったのは、「日の丸」と「君が代」だけではないだろうか。憲法は戦争放棄を明記している。なのに戦前戦中を通じての国家目的だった富国強兵のシンボルともいえる「日の丸」と「君が代」は、いつ平和日本の国旗、国歌として国民的合意が得られたのか。国で唯一の戦場となり、国軍にさえ見放された悲惨な歴史をもつ沖縄県では、「日の丸」掲揚が6%台、「君が代」斉唱はゼロという。掲揚と斉唱を徹底せよという前に、国は「日の丸」「君が代」を国旗、国歌とする国民的な合意を形成するのが先であろう。

岡田幸一・47歳 国家に国旗・国歌が必要なことは皆が知っている。それなのに強制や法制化に国民が拒否反応を示すのは、悲惨な戦争体験と政府・自民党の言動に軍事色を感じるからであろう。私は国歌に愛情はない。戦争によるみじめさ、ひもじさが体にしみついていて国歌はいつもそれを思い出させる。(以下、略)。

合わせて『毎日』討論「日の丸,君が代」(85年9月21日付)からも一つだけ紹介しておこう。

岩崎淳・67歳 文部省は5日,初中局長名で「国旗掲揚,国歌斉唱の徹底」を各都道府県・指定都市教育長あてに通知した。その理由について「調査で地域的アンバランスが目立つため」と小学校課長が説明している。5年前と今回の調査ではほとんど変化はないのに、通知を出させた要因として、この5年間に政治的な下地づくりが着々と進められてきたことは見逃せない。ここ数年、日教組の組織率も50%をやっと維持するまでに低下したことや、靖国神社の公式参拝を中曾根首相が実現させたなどの経緯も含まれている。しかし、「日の丸」を国旗、「君が代」を国歌とする法的根拠はどこにもない。これは文部省も認めている。日本人はこれに対し自然な形でこれを了承しているが、一方、「日の丸」「君が代」は戦前、軍国主義教育に悪用され、中国をはじめ、アジア諸国では侵略戦争につながるシンボルとして受け止められている。日本ではただ一つ、太平洋戦争中に戦場となり、多くの犠牲者を出した沖縄県が今回の調査で最も実施率が低い結果となったのはこのためであろう。このような不幸な過去を持っている「日の丸」「君が代」を文部省が、一律に、急速に行政指導という形で強制するのは、またもや国家主義復活の危惧を感ずる。

2) 長嶋教諭による調査は、1年生78人、2年生75人、3年生82人、計235人を対

象にして、文部省 $9\cdot 5$ 通知についての全国紙 3 紙に載った識者 12 名の談話を並べて示し、「もっとも納得のいく意見」を一つ選ばせる、という方法によるもの。意見のある生徒に自由に書かせたところ、120 人(51%)が意見を書いている。そのうちの若干を紹介しておこう。

「いくら昔からあるものだからって、それを強制し、『日の丸』をあげさせ、『君が代』を歌わせるのは、天皇をうやまいなさいっていうような『大日本帝国』的な考えになる。」(2年男)

「私は、この国歌はべつにいいと思うが、入学式でせっかくいいきぶんでいるのに、とつぜん『君が代をせいしょうします』といわれると、暗い気持ちになり『ずうーん』としてしまいます。」(1年女)

「私は、はっきり言って歌詞の意味がわかりません。わからないのに歌ったところで、とうてい誇りなど持てない。」(3年女)

「『君が代』は歌詞が暗くてきらいだ。この歌は今の日本らしくない。もっと別なのにしてほしい。まるで軍国主義みたい。気分まで暗くなる。」(3年女)

「『日の丸』『君が代』を誇りに思っている人は、それを大切にすればいいし、嫌っている人は、かかげなければいいと思う。それが『国民の自由』というもので、国が強制してはいけないと思う。これでは民主主義が泣くと思う。」(3年男)

3) 9・5 文部省通知は、中曾根康弘内閣下の文部行政の一環であるが、その中曾根 首相の政治的思惑の一つについては、山住正己『教育の危機』(すずさわ書店、 1984年)が具体的に解明してみせてくれている。拓殖大学総長の当時,1967年9 月の就任講演「学生諸君に告げる」の結びで、第二次大戦末期における特攻隊のこ とに触れ、「あの人たちは自分の利益のために死んでいますか。自分の虚栄のため に死んでいますか。帝国主義のために死んでいますか。全く純粋な気持ちになって 祖国を思い同胞を思い、みんな突撃したのではないですか。人間の命を自発的に同 **胸や国のために捨てるくらい大きなものはないのです**,人間の社会において。皆さ んと年も違わない同じ年ごろの青年が同胞のために二十数年前に死んでいるという ことを銘記してもらいたいと思うのであります」と語っている。ついで翌68年1 月の講演「二百年目の初心」のなかでも、「諸君と同じぐらいの青年学徒は、特攻 隊で自分の身体を捧げて死んでいった。自分の身体を殺してまでもやるというもの は、何か理想がなければやれるものではない。勲章がほしいとか名誉がほしいとか いう程度の考え方で、自分の命を殺すというところまでやれるものではない。自分 の命を殺すというところには、自分以上の価値をみつけたときにそれがはじめて可 能なのである」と語っている(以上、山住『教育の危機』46-48ページ)。ここで は、15年戦争の犯罪性についての自覚もまるでないまま、かれは「命を国のため に捨てる」ことを美化してみせている。特攻隊の精神とは、誤った「善意」「情熱」で自分の命を「国のために」犠牲にした精神のことである。いく重にも誤った、このような思想でかれが 1980 年代日本の国政全般を指導しており、その筋で「日の丸」「君が代」問題が出て来ているとするなら、それでもなお賛成論者は $9\cdot 5$ 文部 省通知を支持することができるのであるか。

なお、補足的にいっておけば、朝日新聞社会部『「平和」の風景』(すずさわ書店、1981年)には、「読者からの手紙」という節が2つあるが、そこで紹介されている多数の読者の「声」には、現代日本の良心を強く感じさせるような反戦平和の「声」が圧倒的である。数多の貴重な「声」に接して、救われるような思いがする。

中国からの文部省通知への批判

80年代初頭、文部省教科書検定による歴史改ざんを厳しく批判した中国は、靖国神社公式参拝への批判と合わせて、この文部省通知に対しても一定の批判を加えた。85年9月7日の新華社電は、文部省通知に関して論評を掲げ、「靖国公式参拝であれ、今回の通知であれ、日本が今まさに戦前の日本へと一歩一歩近づいていることを示す」との日本世論を紹介したり、日本の新聞報道を引用しながら、①「日の丸」「君が代」は戦前の軍国主義と微妙な関係がある、②戦後40年のこの時期にこうした通知を出すことは、日本軍国主義の過ちを繰り返すことになる、等と伝えたりして、中国がこうした「戦前回帰」の動きに重大な関心を持っていることを示した。同論評はまた、「日の丸」を国旗としたり、「天皇の治世」をたたえる「君が代」を国歌としたりすることには、日本の法律上では明確な規定がない旨説明した。中国が日本の軍国主義復活を強く警戒していることを再度示したものであるといってよい。中国『人民日報』(85年9月7日付)もまた、この問題での日本の新聞論調等を伝えた。紹介された論調等の一部につき、その原文を紹介すれば、以下のとおりである。

「『日の丸』『君が代』を諸外国の国旗や国歌のように国の象徴として受け取ることはできない。なぜなら、『日の丸』『君が代』は戦前の軍国主義のイメージと結びついた微妙な存在だからである。」(『日本経済』85年9月6日付)。

今次の文部省通知は「自民党の指示で昨年来おこなわれている地方議会での 『国旗掲揚、国歌斉唱を励行する決議』や、自民党による『祝日国旗掲揚法』 制定の策動、さらには靖国神社公式参拝などと軌を一にするものです。それ は、中曾根内閣が強行している"戦後政治の総決算"による日本の軍事大国 化、軍国主義化、その教育版である臨教審による反動的『教育改革』の道を 文部省が先取りして, 学校教育におしつけようとしたものにほかなりませ ん。| (『赤旗』85年9月10日付)。「(イ) 『君が代』はその歌詞内容とその果して きた歴史的役割からして、これを復活させることは主権在民の憲法原理と教 育基本法の民主的教育理念を否定するものです。したがって、これに強く反 対します。(中)『日の丸』が国家の標識として国内外で取り扱われてきたこと は事実であり、これを否定するものではありません。しかし、『日の丸』が 明治憲法下の天皇制国家主義のシンボルとして扱われてきた歴史的事実にて らして、この思想を復活する意図には反対します。(*)政府・自民党が国家 主義の復活強化をはかることを目的にすすめようとしている『君が代』『日 の丸』の法制化には反対します。(=) 学習指導要領をてこに『日の丸』を学 校教育に強制的にもちこむことには反対し、その背景とねらいについて徹底 的に討議を深め、あくまで教育課程の自主編成の原則的立場にたって対処し ます。| (「日の丸」「君が代」に対する日教組の統一見解,1975年度定期大会決定)。

中国からの文部省「日の丸」「君が代」通知への批判は、この程度にとどまったが、その後の「靖国」公式参拝批判は、1982年文部省教科書検定に対する批判に匹敵するほどに、執拗かつ強烈なものとなったのである。本稿第2節以下でこれを詳しく紹介することを予定している。

(以下,次号に続く)